

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりさつま町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年8月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和8年8月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス宮之城店

薩摩郡さつま町時吉字長崎162番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和8年7月17日

3 意見の概要

- (1) 交通量が多いため、駐車場への出入口における安全対策に努めること。
- (2) 二方向からの車の出入りが多く予想されるため、児童生徒の確実な安全確保に努めること。
- (3) 周辺の生活環境の保持に努めること。
- (4) 早朝や夜間の搬入時および荷捌き時における騒音や振動に注意すること。
- (5) 駐車車両のライトや店外照明等について、留意すること。
- (6) 廃棄物や汚水については、適切な処分を行うこと。特に、悪臭の原因となる生ごみについては、適切な保管および処分を行うこと。